

Humanscapeから読み解く都市空間の公共性 メキシコ・シティ旧市街フアン・ホセ・バス広場を例に

西村 亮彦¹

¹正会員 工博 国土交通省 国土技術政策総合研究所 防災・メンテナンス基盤研究センター
緑化生態研究室 (〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地, E-mail:nishimura-a92ta@nilim.co.jp)

メキシコ・シティ旧市街のフアン・ホセ・バス広場を例に、都市のオープンスペースが持つパブリックスペースとしての質を、都市空間を舞台に繰り広げられる市民生活の景 (Humanscape) から読み解くことを試みた。研究を行うにあたり、都市空間の公共性について、利用者の複数性と活動の自由度という2つの評価軸を設けるとともに、市民にとっての公共性「シビル・パブリック」と行政にとっての公共性「オフィシャル・パブリック」、2つの公共性の存在を定義した。調査・分析の結果、強靱なシビル・パブリックと柔軟なオフィシャル・パブリック、性格が異なる2つの公共性のダイナミクスの下、広場における多様かつ自由な市民の活動が醸成されるプロセスが明らかになった。

キーワード: 公共性, 公共空間, パブリックスペース, 広場, 都市空間, メキシコ

1. はじめに

海外の都市を訪れると、広場や街路といった都市のオープンスペースにおいて、様々な活動が行なわれていることに気付かされる。特に、東南アジアやイスラム圏、ラテンアメリカの都市では、各都市に固有の賑わいや落ち着きを感じさせる「人の景」が、路上で繰り広げられている。こうした都市のオープンスペースは、市民の日常生活および非日常の出来事と不可分に結びついており、市民にとって思い入れのある「場所」として存在していると言える。

一方、わが国の都市に目を向けると、画一的な手法の下、行政主導で駅前広場や都市公園等が各地で整備されてきた。また、近年では民間主導の下、公開空地という形で都心部に数多くのオープンスペースが整備されてきた。しかしながら、これらの多くが市民の自由な活動の受け皿であるパブリックスペースとしての機能を十分に発揮できていないことが指摘される。

本来、公共的であるはずの広場や街路について、その存在自体をパブリックスペースと呼ぶことができないのは、こうしたわが国における「パブリックスペース」の機能不全を見れば一目瞭然である。一方、数多くのパブリックスペース創出の試みや、広場に関する研究がこれまで行なわれてきたにも関わらず、都市のオープンスペースがパブリックスペースとして機能するための条件は何か、という問いに対する本質的な答えは未だ究明されていないと言える。

空間としての広場を歴史的に持ち得なかったわが国では、広場の空間的側面と現象的側面の関係性が、長らく議論的とされてきた。これまで、広場の建築的な環境と人間の身体的なアクティビティに焦点を当てた研究が、数多く蓄積されてきたにも関わらず、前述の問いに対する根本的解答を得るには至っていない。このことは、都市のパブリックスペースについて、これを空間のデザインの問題としてではなく、社会のデザインの問題として捉える必要があることを示唆している。

そこで、メキシコ・シティのように、伝統的に多様な屋外活動が展開する地区を例に、都市のパブリックスペースの背後にある社会的構造を読み解くことは、わが国におけるパブリックスペースの質的向上を考える上で、非常に示唆のある取り組みであると言える。メキシコ・シティは、アステカ族の都市テノチティトランに始まり、スペイン人による植民都市の建設、独立後の都市の近代化を経て、独特の広場文化と豊かな屋外活動の伝統を築き上げてきた。特に、歴史的環境が残る旧市街は、人口流出に伴うコミュニティの弱体化に悩まされながらも、今日まで、公共空間の文化と伝統を守り、育んできた。

メキシコ・シティ旧市街のオープンスペースにおける多様な市民の活動が、法的枠組みと行政の管理システムを通じてどのように規制管理されているのか、また、場所の利用をめぐる行政と市民の間でどのようなダイナミクスが存在するのか、明らかにすることは、わが国におけるパブリックスペースのあり方を考える上で、非常に有意義な試みであると言える。

2. 都市空間の公共性

(1) 公共性の2つの評価軸

公共性というテーマについては、ハンナ・アーレントやユルゲン・ハーバーマスらによって、自由かつ平等な市民社会を実現するために、どのような運動や制度が必要であるかということが、主に政治的文脈の中で問われてきたと言える。「小さな政府」の下で民主主義の実現を目指すわが国においても、公共性に関する議論の多くが、市民参加を軸としたボトムアップの自治の枠組みの構築を目標としていることが指摘される。

なるほど、公共性は極めて政治的な概念である。しかし、これをいざ空間の問題として捉えようとした場合、言い換えると「パブリックスペースとは何か」という問いを突きつめようとした場合、多くの議論が「公共性とは何か」という問いへ横滑りする傾向にある。そこで、公共性という概念が都市空間との関わりの中で持つ意味を考えなくてはならない。

「公共」という単語は、英語の“public”に対する訳語であるが、これはラテン語で「人々に属する」を意味する“publicus”から派生したもので、1) 全ての人々に関わる、2) 全ての人々に開かれた、3) 政府・当局によって設けられた、といった内容を意味する。一方、“public”の対義語である“private”は、ラテン語で「他のものから切り離された、何かを奪われた」を意味する“privatus”から派生したもので、1) 他人の視界や存在、侵入から遮断された、2) 個人の排他的な利用のための、3) 個人に限定して属する、4) 民間・私営の、といった内容を意味する。

「公共的」という言葉の持つ、「全ての人々」との関連性という面に着目すると、ある空間が公共的であるかどうかというテーマは、その空間に関わる人々の「複数性」に関する問題であると言うことができる。従って、個人や特定の集団によって独占的に占有されているような空間は、公共的な空間と呼ぶに相応しくない。ただし、特定の集団によって専ら利用されている空間であっても、その他大勢の人々が何らかの形で介入できる余地が、潜在的に保証されている場合は、公共性が担保されていると解釈できる。空間の公共性とは、空間に関わり得る多様な人々の間に担保された複数性のことで、その程度は個別具体的な状況に応じて様々であると言える。

また、「公共的」という言葉の持つもう一つの側面、「関わる」・「開かれた」という部分に着目すると、空間の公共性とは、空間に参加する人間の活動の「自由度」に関する問題でもあると言える。パブリックスペースであることを謳いながら、あれもダメ、これもダメといった具合に、活動が極端に制限されているような空間

は、公共的であるとは言いがたい。ただし、所有者による財産の自由な利用が大幅に保証されている私的空間とは異なり、市有地や国有地といった公共財を基本とするパブリックスペースにおいては、その利用について一定の制限・条件が課せられるのが一般的である。パブリックスペースだからと言って、無条件にいかなる活動を行っても良いという訳ではなく、所有者や管理者の規定や判断に従って、一部の活動は禁止され、その他の活動についても一定の制限が設けられることになる。従って、空間が公共的であるということは、所有者や管理者の規制の下、利用者の活動について一定の自由が保証されているということである。

本研究は、公共性を「質」の問題として扱い、その質を複数性と自由度という2つの評価軸から捉えることを試みる。

(2) 公共性の定性的評価

公共性は、複数性と自由度によって表すことができると上述したが、ここで一つの命題が発生する。それは、本論で扱う複数性、自由度、及び公共性は、量の問題であるか、言い換えると、複数性、自由度、公共性の度合いを数字で比較することは可能であるか、という問題である。このことは、次の3つのケースを思い浮かべると分かりやすいだろう。

ある都市の中心部に位置する100m四方の大広場Aでは、毎日1万人近くの人々が訪れ、様々な活動が行なわれている。ベンチに座って休息をとる人、広場を横断するだけの人、道行く人に大道芸を披露する人、政府批判のデモを繰り広げる人、ホットドッグを売り歩く人、キオスクで新聞・雑誌を販売する人、靴磨きをする人、即席の仮設ステージでライブを行なうミュージシャンなど、様々な種別の人々が集い、昼夜賑わいを見せている。

一方、広場Bは、広場Aとほぼ同じ大きさで、市の中心部に位置しているながら、休息のための木陰やベンチがない上に、沿道の市庁舎を警備する警官による監視の目が常に光っていることから、通過以外の目的で利用されることはなく、歩行者通行量も広場Aに比べると圧倒的に少ない。公共性を量の問題として捉えるとは、広場Aと広場B、どちらがより公共的であるか、という問いを投げかけるということである。この問いに対して、私たちは広場Aの方がより公共的であるという評価を感覚的かつ本能的に下すことだろう。広場Aの方が、利用者の複数性という点でも、活動の自由度という点でも、広場Bより勝っている。しかし、次に掲げる広場Cというケースを考えた時、こうした評価が成立しないということに気付かされる。

地元住民のささやかな信仰の対象である教会の前に設

けられた広場Cでは、広場にわずかに置かれたベンチに座って休息する通行人と、1日20人ばかりの参拝者が、この空間の唯一の利用者である。普段は物寂しいこの広場Cだが、毎年クリスマスと復活祭の時期になると、地元住民によって祭事が行なわれ、コミュニティにとってのハレの場へと変容する。ここで一つの疑問が生じる。毎日大勢の人々が訪れ、様々な活動が行なわれている広場Aは、少数の人々にしか利用されていない広場Cに対して、より公共的と言うことが果たしてできるだろうか。この問いに対する明快な答えを、私たちは持ち得ないのではないだろうか。広場A、広場Cともにパブリックスペースとしての機能を果たしていることは間違いないが、広場Aが果たしている機能と、広場Cが果たしている機能が異なる以上、両者の公共性を定量的に評価することはナンセンスであり、ここに本研究が都市空間の公共性を「質」の問題として捉えようとする理由がある。

3. 2つの公共性

(I) オフィシャル・パブリック

エドワード・レルフは、著書「場所の現象学」において、場所とはそこに暮らす人々のアイデンティティそのものであり、概念の上では別々のものとして存在する「場所」と「人々」の両者は、経験のレベルにおいては簡単に区別することができず、その意味において「場所」は公共的であると述べている。ある空間がそこに暮らす人々にとっての「場所」として存在している限りにおいて、その空間は公共的であり得るというレルフの主張は、本研究の立場と一致するものであると言える。

レルフはまた、王宮や第三帝国（ナチス・ドイツ）の広大な広場、スターリン時代の記念建築物、ワシントン大通りのような、権威を表明するために用意された象徴的な公共空間を、グッドマンの言葉を借りて「官僚的な公共の場所（Official Public Place）」と表現し、一般市民の日常的な生活空間としての公共の場所と区別した。これは、官僚機構による集中的な操作・管理が行なわれている特殊な場所に着目した表現であると言えるが、レルフが用いた「オフィシャル・パブリック（官僚的な公共性）」という概念を拡大解釈すると、都市空間の公共性は次のように読み解くことができる。

オフィシャル・パブリックとは、モスクワの赤の広場やバチカンのサン・ピエトロ広場のような、極めて象徴的な場所においてのみ存在するものではなく、程度や形の差こそあれ、全てのパブリックスペースに対して適用できる概念である。都市の広場や街路といった「パブリックスペース」は、国家や自治体によって何かしらの規

制や管理を受けながら、市民の利用を受け入れている。この意味において、全てのパブリックスペースは、多かれ少なかれオフィシャルなのである。このオフィシャル・パブリックというのは、言い換えると、「この空間はこのように使われるべきである」という行政機関が定めた空間のあり方であり、その具体的な質は、管理法の条文や行政機関の管理体制の中から読み取ることができる。こうした性格から、オフィシャル・パブリックは、空間の利用を制限する方向に働く傾向にあると言える。

(II) シビル・パブリック

一方、先に述べたように、ある空間がそこに暮らす人々にとっての場所として存在する限りにおいて、その空間は利用者にとって公共の場となる。従って、利用者である市民にとっての公共性、すなわち「シビル・パブリック（市民的な公共性）」と呼ぶべきものが存在することになる。オフィシャル・パブリックの質について、法規や行政機関の管理システムから読み取れると先に述べたが、このシビル・パブリックは、市民が活動を通じて築き上げる実践的な公共性のあり方であり、その具体的な質は、市民生活の実態から読み取ることができると言える。空間の利用者である市民は、自身の活動を最大限に発揮できることを望むことから、一般的にシビル・パブリックは拡大を志向する。

このシビル・パブリックという概念は、ハーバーマスが著書「公共性の構造転換」において、「市民的公共性」（bürgerliche Öffentlichkeit）と定義した、市民主導の公共性の概念と類似している。ヨーロッパでは市民社会の成立とともに、それまで公共性を一方的に統制してきた政府当局に対抗するべく、市民主導で公共性を醸成する動きが、サロンやカフェに集う文芸的な市民の中から生まれ、やがて一般市民へ広がっていった。ハーバーマスは、市民社会の下で政治に関わる活動的な公衆が作り出した価値として、この市民的公共性を位置づけている。また、ハーバーマスは、文化について論議する公衆が、私生活中心主義的な「文化を消費する」公衆に変質したことによって、この市民的公共性が崩壊したと唱え、この過程を「公共性の構造転換」と呼んだ。

ただし、ハーバーマスが政治的概念としての市民的公共性を提唱したのに対し、現実の都市空間における市民生活の中から公共性の質を読み解く、本論が提唱するシビル・パブリックは、空間的かつ現象的な概念であると言える。従って、主体的に政治的議論を交わす公衆の消滅とともに崩壊したとされるハーバーマスの市民的公共性とは異なり、本論のシビル・パブリックは、主体的に空間を利用する市民が存在する限り、存在し続けるものである。

(3) 公共性のダイナミクス

本論で読み解こうとする都市空間の公共性とは、オフィシャル・パブリックに左右されながら絶えず変化を続けるシビル・パブリック、及びシビル・パブリックに左右されながら絶えず変化を続けるオフィシャル・パブリック、2つの公共性から構成される。

オフィシャル・パブリックとシビル・パブリックが一致する、ないしオフィシャル・パブリックにシビル・パブリックが内包されている状態を、公共性の均衡状態と定義する。この均衡状態は、行政と市民の間に空間の利用についての理解が存在する状態を意味するため、両者が空間の利用をめぐる対立することはない。

一方、シビル・パブリックがオフィシャル・パブリックを逸脱した状態を、公共性の不均衡状態と定義する。不均衡状態においては、行政から不適切と判断された活動を市民が行なっていることを意味するため、両者が空間の利用をめぐる対立することになる。この場合、市民によって規制緩和や権利拡大を目的とした闘争が発生することもあれば、行政が管理体制の立て直しや緊急対策を通じて問題の解決にあたることもある。いずれにせよ、空間の利用をめぐる衝突は、行政にとっても市民にとっても不都合な状況であるため、遅かれ早かれ、それがたとえ一時的な対処療法であっても、何らかの形で衝突の解消が図られることとなる。

オフィシャル・パブリックとシビル・パブリックとは、重なり合いながらも逸脱や矛盾を繰り返す、絶えず変化する動的な概念である。そして、そのダイナミクスは個々の空間によって異なるため、個別の空間ごとに具体的な空間の利用のあり方をめぐる行政と市民の関係性の中から、読み解いていく必要があると言える。

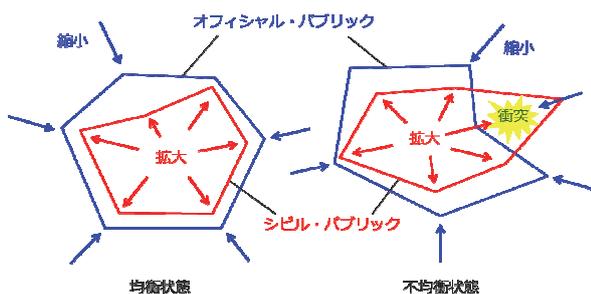


図-1 公共性のダイナミクス

4. Humanscape (人の景) の調査・分析

都市空間の公共性を読み解く上で、鍵となるのが「人の景」(Humanscape)である。都市空間がパブリックスペースたり得るためには、市民による活動の存在が不可欠であり、いかに空間的なしつらえが整えられているよう

と、利用者たる市民の存在なくしてパブリックスペースは成立しない。パブリックスペースの本質は、都市空間を舞台に繰り広げられる市民の活動にあり、人々が活動する様子を具に観察することで、初めてその場所がどのような性格のパブリックスペースであるかを読み解くことができると言える。

そこで、本研究ではメキシコ・シティ旧市街のフアン・ホセ・バス広場を対象に、人の景の調査・分析を通じて、利用者の複数性と活動の自由度を把握するとともに、その背後にある2つの公共性のダイナミクスを読み解くことを試みる。研究を行うにあたり、2009年8月～2014年9月にかけて、現地における実測調査、観察調査、ヒアリング調査を継続的に行った。

(1) 対象地の概要

フアン・ホセ・バス広場は、メキシコ・シティ旧市街の南東部、メルセー (Merced) 地区と呼ばれる一帯に位置する広場である。広場一帯は文房具屋街になっており、広場沿いの建物の低層部にも文房具屋が多数並んでいることから、日中、広場は買い物客で賑わいを見せる。また、文房具屋に混ざって、地域住民の向けの食堂や日用品店などが並んでいる。こうした低層部の商業的利用に加え、広場沿いにはアパートが4棟、庶民の一般的な集合住宅の様式であるベシンダーが2棟、並んでいる。

広場は南北に97m延び、東西方向は北側が30m、南側が36mと、南に向かって若干開いた台形をしている。沿道の建物が1～4階と比較的低層で、広場の幅が約30mあるため、開放感のある空間となっている。広場中央に驚の彫刻をあしらった噴水が設置されている他、北側に2つの小さな植え込み、南側に大きな植え込みが設けられている。階段状の植え込みは、ベンチとしての機能も果たしている。また、広場の四方を縁取るような形で、22本の灌木を中心とした大小の樹木が植樹されている。

広場が建設された正確な年代は不明だが、広場一帯が市街化された18世紀初頭の地図では、すでに現在の広場の半分ほどの大きさの広場状空地の存在を確認することができる。この広場状空地は、1860年代後半に北側へ拡大し、現在のような広場となった。この頃、この広場一帯がアステカ族の都市、テノチティラン発祥の地であるという噂が広まると、新たに誕生したこの広場は、「アギリータ広場」(Plaza de la Aguilita: 驚の広場)と命名された。1869～1928年の間、これが公式な広場の呼称として用いられた。

ポリフィリオ・ディアス大統領の時代(1876～1911)、フランス文化の影響を受け、市内の各地で庭園が整備され、フアン・ホセ・バス広場でも、1907年に庭園が整備

された。その後、1920～40年代にかけてメルセー地区が市の食料供給拠点として発展すると、町中には青果物の倉庫が並ぶようになり、ファン・ホセ・バス広場一带はトマトやバナナなどの倉庫街へと変貌を遂げていった。1957年、メルセー地区の東側に大規模で近代的な市場が建設されると、地区は場外市場として発展していく。

1982年、市の郊外に中央卸売市場が建設されると、メルセー地区は市の食料供給源としての役割を失い、青果物倉庫に代わって文房具屋が徐々に進出していく。これに伴い、常時トラックに占拠されていたファン・ホセ・バス広場も、歩行者空間としての機能を取り戻し、地区コミュニティの核となる空間へと変貌していく。

2008年には、連邦地区政府による旧市街再生プロジェクトの一環として、旧市街における歩行者の回遊性を向上させるべく、広場や教会等の公共施設を連結するような形で、歩行者空間のネットワーク構築が計画される。メルセー地区でも、地区を南北方向に貫く歩行者専用街路網が整備され、その一部を構成するファン・ホセ・バス広場でも、舗装やストリートファニチャーの更新、沿道建築物の修景等が行なわれた。



写真-1 ファン・ホセ・バス広場 航空写真

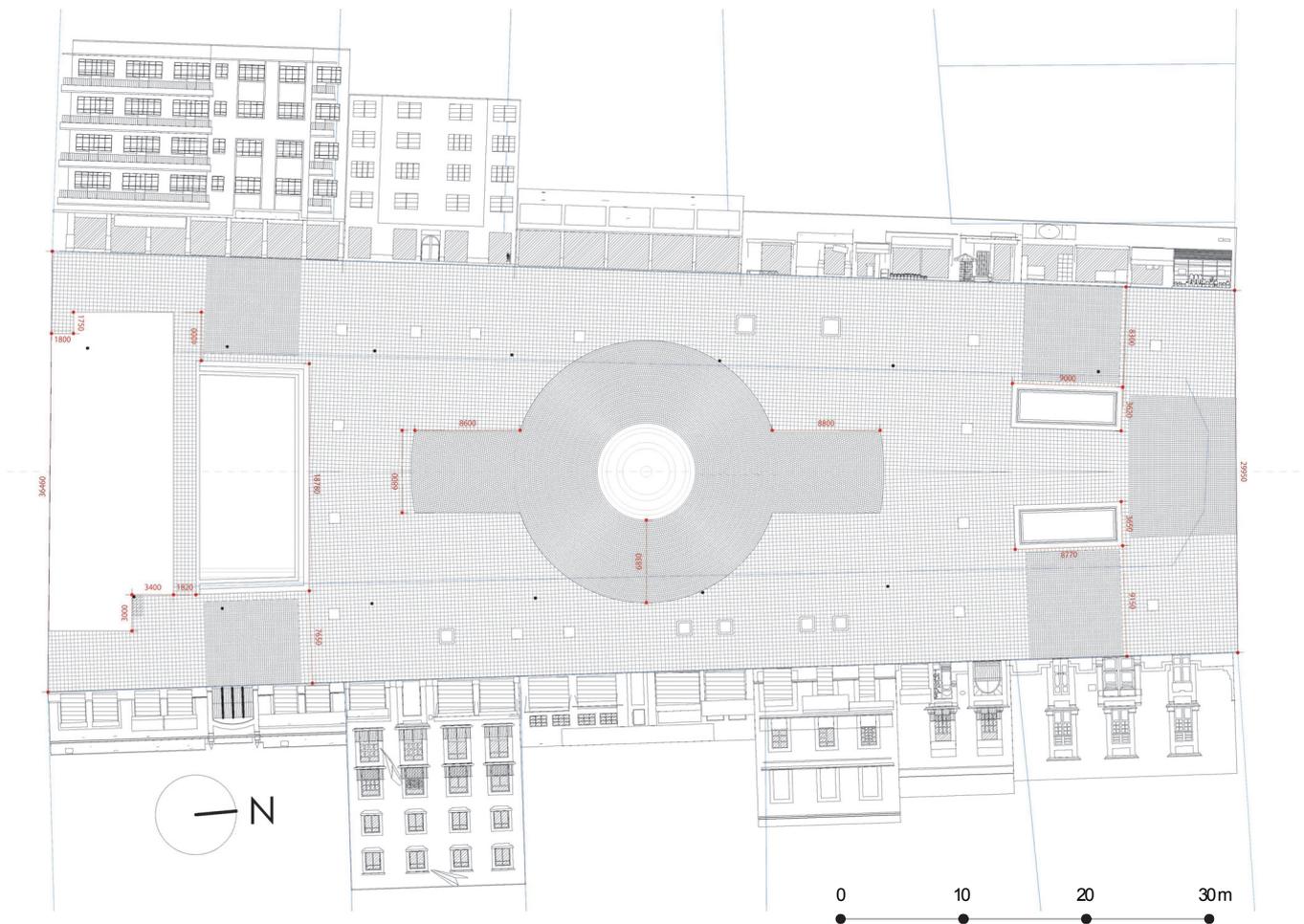


図-2 ファン・ホセ・バス広場 平面・立面

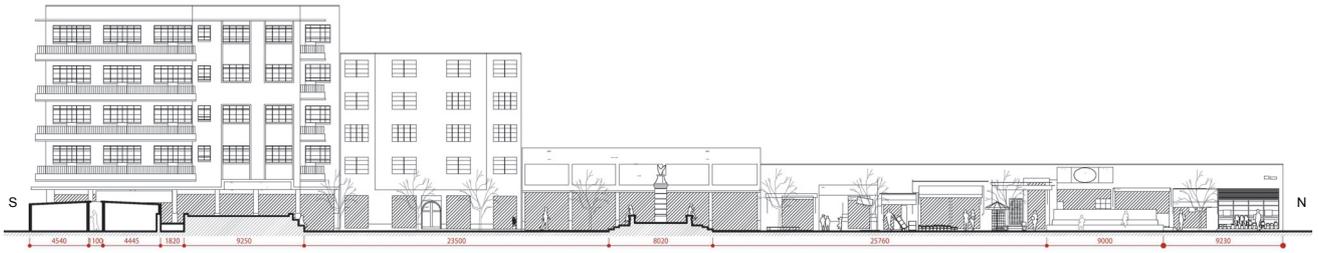


図-3 フアン・ホセ・バス広場 断面 (南北方向)

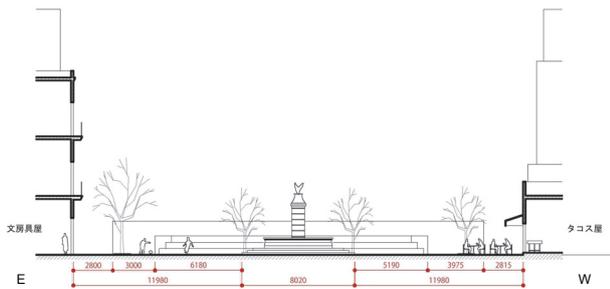


図-4 フアン・ホセ・バス広場 断面 (東西方向)



写真-2 フアン・ホセ・バス広場 全景

(2) 余暇の景

人口流出に悩まされる旧市街の中でも、比較的居住人口の多いメルセー地区の中心部に位置するフアン・ホセ・バス広場は、第一に、近隣住民のための空間であり、コミュニティの核となる場所である。昼夜、広場のあちこちで住民がくつろぎ、語り合う姿が見られる。広場沿いには、ベンチが2軒、アパートが4軒建っているが、こうした高密度な集合住宅に暮らす地域住民にとって、広場は生活空間の一部であり、家族、友人、近隣住民とのコミュニケーションが溢れ出す場所でもある。

また、建物が密集する旧市街において、広場は子供や若者の貴重な遊び場でもある。日中は低層階に入っている文房具屋が広場に商品を積んでいることや、荷物を運ぶディアブレロが広場を往来していることもあり、思う存分遊ぶことができないが、午後5時を回り、文房具屋や食堂が店終いを始める頃になると、ボールを持った子供や若者がどこからともなく広場に集まり、夜遅くまでサッカーに興じている。こうした広場の日常的な使われ方は、市民文化法及び憲法において、市民に認められた権利であり、基本的に当局から干渉を受けることはないと言える。このような広場における市民の余暇活動は、

メキシコのどこの町でも見られる風景だが、フアン・ホセ・バス広場がこのような使い方をされるようになったのは、そう遠い昔の話ではない。

メルセー地区の東側に位置するメルセー市場が中央卸売市場として機能していた約30年前までは、広場一体が青果物の場外市場としての役割を果たしていたため、広場は荷物の積み降ろしを行うトラックで昼夜占有されていた。その後、1982年に市の郊外に中央卸売市場が移転し、メルセー地区が場外市場としての機能を失うと、広場は地域住民のための空間としての機能を徐々に取り戻していく。かつて、広場は東西両側を車道に挟まれた中央分離帯のような形をしていたが、1990年代に車両通行を廃止し、広場を沿道建築物との敷地境界まで拡張したことで、パブリックスペースとしてのポテンシャルが大きく向上する。

連邦地区政府の再生プロジェクトが行なわれる以前、広場にはベンチや腰をかけることのできる植え込みが多数設置されていて、近隣住民に憩いの場を提供していた。広場に設置されていた金属製のベンチは、近隣住民が寄付したものである。住民の間では、座れる場所が少ない現在のデザインよりも、整備前のデザインの方が良かったとする声も多い。また、噴水が常に枯れていることや、改修工事が長引いたことに対する不満の声も上がっている。一方、広場の中央に広場の通称「アギリータ（鷲）」を象った銅像が設置されたことや、街路照明が明るくなったことで治安が改善されたこと、清掃やメンテナンス等のサービスが向上したことに対しては、概ね満足していることが分かった。



写真-3 余暇の景

(3) ディアブレロの景

卸売り・小売りの商店が低層部に集積するメルセー地区には、商店と納品先を結ぶ輸送手段として、ディアブ

レロ (Diablero) と呼ばれる、荷物運びで生計を立てる荷役人夫が数多く存在する。連邦州政府の調べによると、約1,000人のディアブレロが旧市街で活動しており、その多くが旧市街東部や北部の間屋街で活動している。ファン・ホセ・バス広場でも、広場一帯の文房具屋等から、商品や廃棄物の運送を依頼されたディアブレロ達が、頻繁に往来している。一車線一方通行の道路が多く、日中慢性的な交通渋滞に悩まされる旧市街で商売を営む者にとって、彼らは必要不可欠な存在である。

こうしたディアブレロたちの活動は、地域住民にとっては、慣れ親しんだ日常的な光景である。メキシコ・シティにおける荷役人夫の仕事は、100年以上の歴史を持ち、現在のように台車が普及する以前は、メカパレロ (Mecapalero) と呼ばれ、背中に背負った荷物を革紐 (メカパル : Mecapal) に結びつけ、革紐を額にかけて荷物を持ち上げて運んでいた。

ディアブレロは、連邦地区非雇用労働者規則において「荷役人夫」として規定される職種で、活動を行うにあたり、労働・雇用促進局による許可登録を受けることとされている。しかしながら、現在、登録制度は形骸化しており、実際に当局から許可を受けて活動している者はほぼ皆無である。ただし、地区の経済にとって不可欠な存在であることから、許可を受けていないこと自体を当局から咎められることはないのが実情である。

地域で働き暮らす人々にとって身近な存在である一方、警察当局からは商業活動に付随した副次的な労働形態であるとして長らく軽視されてきた。特に、ファン・ホセ・バス広場を含む付近の街路が歩行者専用街路として整備されてからは、歩行者通行の邪魔になるとして、当局からの圧力が増している。市民文化法の第25条 (市民の安全に反する違反) 第2項「公道の利用、通行の自由、行動の自由に対する妨害」を理由に、警察官から取り締まりを受け、罰金を課せられたことがある者も少ない。

こうした当局との衝突をきっかけに、地域経済を支える裏方でありながら、それまで注目を浴びることのなかったディアブレロについて、地区の文化施設「カサ・タラベラ」館長と近隣住民の一人が発起人となり、広場一帯で働くディアブレロ達のアイデンティティを保証する運動が2009年に始まった。まず最初に、ディアブレロの働く姿を写真に収め、インタビューを行い、その成果を短編の映像作品としてまとめ、カサ・タラベラにおいて展覧会を開催した。

その後、当局の関係者、大学の研究者やアーティストなど、幅広い人々がこの活動に参加していった。2010年には、旧市街信託統治局・市民参加部の協力を得て、地域のディアブレロが許可証を受けられるよう、労働・雇

用促進局へ登録申請をまとめて行う試みが始まった。しかしながら、地域のディアブレロの大半が、近郊の農村から出稼ぎにきた季節労働者であるため、許可登録に必要な書類を集めるのが難しく、彼らの多くが文盲であることもあって、計画は難航している。

ディアブレロの中には、季節労働者を中心に、自身の台車を持たずにオーナーから台車を借りて活動を行なっている者も少なくない。ヒアリング調査によると、台車のレンタル料が1日約10ペソ (約70円) なのに対し、1日の稼ぎは、少ない日で30~40ペソ (約210~280円)、多い日で200ペソ (約1400円) と、不安定かつ小額である。旧市街信託統治局では、2009年にリンクタ業務を公営化し、運転手に無償で自転車を貸し出すとともに、最低賃金の保証に取り組んできたが、ディアブレロについてもこの方式を採用することを検討している。



写真-4 ディアブレロの景

(4) 露店の景

広場は地域住民に、ささやかな商売の場を提供している。文房具屋をはじめとする低層階の店舗が閉店する頃になると、広場にタコスや軽食などの屋台が現れ、夕飯や軽食を取る近隣住民でちょっとした賑わいを見せる。広場の東側でタコス屋が3軒、西側でクレープ屋が1軒とタコス屋が2軒、営業している。仕事で帰りが遅く、料理する時間がない近隣住民が、夕食や軽食をとりに訪れる。夕食をしっかりと食べる日本と違い、夕食は比較的軽くすませる生活様式のメキシコにおいて、手軽に小腹を満たせるこのような屋台は、重宝されている。顧客の多くが常連で、各住民がそれぞれのお気に入りの店に足しげく通っている。

余暇活動と同様、広場がこのように夜店の営業に利用されるようになったのは、そう遠い昔のことではない。1982年に中央卸売市場が市郊外に建設されるまで、広場は専ら食料品の積み降ろしに昼夜利用されていたために、広場でこのような商売を行なうことは不可能だったという。中央卸売市場の建設とともに、町が倉庫街から文房具屋街へと徐々に変容して行くにつれ、現在のように地域住民のための夜店が現れるようになった。

露店は地域住民によって営まれており、失業・退職して広場で商売を始めた若者や、夜店で生計を立てている

高齢者が中心となっている。彼らは、広場沿道の商店主や地権者から許可を受けて電気を利用するとともに、イスやテーブル等の設備を保管してもらっている。地域住民による地域住民のための商売であることから、沿道の商店主や地権者も彼らに寛容かつ協力的である。

通常、公道でこのような屋台を営む場合、「公道上の商売の再整理プログラム」に従って、区の市場・公道課の許可の下、財務法で定められた土地の占用料を収めなくてはならない。また、ホアン・ホセ・バス広場の場合、2007年に行われた露店整理の対象区域内にあたることから、許可の有無に係らず、露店の営業は原則禁止されている。しかしながら、区では、歩行者の少ない夜間の営業であることや、地域住民のニーズに答えていることを考慮して、禁止区域内ではあるものの、土地の利用料金を支払うことで活動を特別に認める方針をとっている。

ただし、こうした夜店の多くが、区への届け出と占用料の支払いなしに営業を始めるため、区の担当者が直接見回りを行い、継続的な営業が確認された場合は、占用料の支払いを義務付けている。露店商を管理する適切な制度が存在しない以上、このような形にならざるを得ないのが現状であるようだ。露店商の中には、占用料の未払いを理由に機材を没収され、罰金を科せられたことがある者も少なくない。



写真-5 露店の景

(5) イベントの景

広場は、地域住民のためのイベント会場としても使われる。広場で開催されるイベントは、大きく分けて、a) 地域主催の娯楽・祝い事、b) 宗教的行事、c) カサ・タラベラ主催の文化的イベントの3つに分類することができる。

a) 地域主催の娯楽・祝い事

毎年、フアン・ホセ・バス広場では、子供の日（4月30日）と母の日（5月10日）になると、近所に住むプロレスラーの企画の下、広場中央に特設リングを設置して、ルチャ・リブレ（Lucha Libre：メキシコのプロレス）が開催される。広場中央に組まれた仮設のリングの上で、和やかな雰囲気の中、市内各地から集められたレスラーが試合を繰り広げ、近隣住民や通行人、沿道の商店で働く従業者などが歓声や野次を飛ばし合っ楽しんで。

広場におけるルチャ・リブレは、子供の日と母の日を

祝うために何か催し物をと考えていた地域住民が、2002年から継続して行なってきたものである。ルチャ・リブレの開催が近付くと、コミュニティ内に開催がロコミで告知され、寄付金が集められる。寄付は任意で、1人あたり20～50ペソ程度（140～350円）集め、子供たちに配るプレゼントや、機材のレンタルに充てられる。また、ルチャ・リブレ当日は、近隣住民がリング設営や広場の清掃などをボランティアで手伝うこととなっている。

ルチャ・リブレのような大規模なイベントに加え、近隣住民の誕生日やキンセ・アーニョス（15歳の祝い）をはじめ、広場は様々な祝い事に利用されている。

b) 宗教的行事

メキシコでは、広場や街路といった都市の屋外空間は、聖人にまつわる記念日や死者の日など、様々な宗教的行事に利用される。数ある宗教的行事の中でも、セマーナ・サンタ（Semana Santa：復活祭）の聖金曜日に行われる、十字架の道（Via Crucis）と静かなる行進（Procesión del Silencio）の2つの巡礼は、大きな盛り上がりを見せる。通常のセマーナ・サンタの巡礼は、教会から出発し、教会へ戻ってきて終了するが、メルセー地区の住民から信仰を集めるサン・パブロ教会では、十字架の道の巡礼の前後にフアン・ホセ・バス広場で演劇を行なうのが、約半世紀前から慣例となっている。

1995年には、地域住民による有志の団体が立ち上げられ、セマーナ・サンタに係る祝賀行事の企画・運営にあたっている。サン・パブロ教会は近隣住民から信奉も厚く、その巡礼には大勢が参加するため、衣装や舞台の製作をはじめ、数多くの準備作業を要する。そこで、上記団体の指揮の下、地域住民が作業を分担するとともに、カサ・タラベラや区から機材を借り受けている。開催に必要な資金は全て、近隣住民と文房具屋をはじめとする地域の商店の寄付で賄われている。

c) カサ・タラベラ主催の文化的イベント

地域の文化施設「カサ・タラベラ」では、これまで地域住民のためにさまざまな文化的イベントを開催してきた。大規模なイベントの例としては、2008年5月に開催された「ダンソン王へのオマージュ（Homenaje al rey del danzón）」と称したダンスの発表会が挙げられる。このイベントは、カサ・タラベラで教鞭をとっていたダンスの講師から、地域住民にダンソン（社交ダンスの一種）のことをもっと知って欲しいという提案を受けて開催されたものである。また、小規模なイベントの代表としては、定期的で開催される映画鑑賞会が挙げられる。これは、地域の子供達に良質な映画作品を鑑賞してもらうことを目的に、カサ・タラベラが近隣住民と一緒に企画したものである。

広場を用いたイベントに限らず、カサ・タラベラでは

施設内外の空間を用いて、文化に係る様々な教育活動を展開してきた。カサ・タラベラは、メキシコ・シティ自治大学（UACM：Universidad Autónoma de la Ciudad de México）の施設であるため、イベントに関わる費用も全て大学の予算から捻出しているが、近年、財源不足で大規模なイベントを開催できない状態が続いている。



写真-6 イベントの景

（左上：ルチャ・リブレ、右上：セマーナ・サンタ、
左下：ダンソン王へのオマーージュ、右下：映画鑑賞会の景）

公道におけるイベント開催については、本来、公共見世物法に従って区の許可が必要とされる。しかしながら、概して処理が遅々として進まず、イベントが終了してから回答が返ってくるのがほとんどであるという。そこで、大規模なイベントを除き、区へ申請することなくイベントを開催するのが通例となっている。また、セマーナ・サンタの巡礼や演劇のように、参加者の安全確保や交通整理が必要とされるものについては、適宜、公安局へ確認申請と協力の要請を行なっている。

ただし、2008年に広場一帯で歩行者専用街路網が整備されてからは、旧市街信託統治局・市民参加部から、イベント開催にあたって極力区へ申請を行なうようにとの通達があったことや、歩行者の妨げとならないよう一層の注意が必要とされるようになったこともあり、広場で大規模なイベントを開催するのが難しくなっている。こうした状況を受け、近年、コミュニティ及びカサ・タラベラでは、小規模なイベントを開催する傾向にある。

(6) 避難所の景

2010年2月26日、広場の南側、ミシオネーロス通り沿いの建物に住んでいた人々が、1985年の大地震以来、建物の所有者が不在なのをいいことに不法に占拠・居住していたとして、区によって強制退去させられる出来事が起きた。不法占拠は25年間に渡って黙認されていたが、建物の名義人が現れたことを受け、区が差し押さえに乗

り出し、それまで建物で暮らしていた約30家族は強制退去を余儀なくされた。

強制撤去の際、家財を持ち出す十分な時間を与えられることなく追い出され、住民の多くが家財から金銭までの一切を失った。そのため、24時間以内に広場から退去するよう命じられたものの、彼らの多くが広場にとどまることを選択した。親戚の元に身を寄せることができた者も僅かにいたが、行くあてのない住人、22家族、約90人が、広場南側の植え込みとボラードの間のスペースにバラックを建てて住み始めた。電気は電線から盗電してまかない、水道は以前住んでいた建物から供給を受けた。火事にならないようガスの利用を禁止する、夜間の警備を当番制で行なうなど、自分たちの居場所を確保すべく、様々なルールが設けられた。

近隣住民との関係については、彼らの多くが、公共の場を占有していることについて負い目を感じていることが聞き取り調査から分かった。一方、近隣住民の話を聞いてみると、彼らの存在を疎ましく思うのではなく、同情と理解を示しているということが分かった。近隣住民の中には、調理器具や子供服、毛布などを提供する者や、服の洗濯を行っている者など、彼らが生活する上で必要な手助けをしている者が多数見受けられた。

一方、強制退去を執行した区では、月1回のペースで話し合いの場を設けてきた。法律上、広場における居住が禁止されているとはいえ、再び乱暴な方法で彼らを追いついで、近隣住民だけでなく一般市民から更なる反発を買うことを恐れ、移転先となる住居の提供という平和的な解決策を模索してきた。移転先の確保には困難を要したが、2012年8月ようやく決着が付き、広場は解放されることとなった。



写真-7 避難所の景

(7) 考察

居住人口の多いメルセー地区の中心部に位置するファン・ホセ・バス広場は、コミュニティのための広場であり、その第一の利用目的は地域住民の福祉である。従って、広場のパブリックスペースとしての質は、専ら地区に暮らす人々の活動を通じて形成されていると言える。日常的には夕方から夜間にかけてサッカーをはじめとする余暇活動が営まれ、夜間には住民向けに軽食を提供する夜店が開かれる。また、セマーナサンタの巡礼・演劇

をはじめ、広場では大小のイベントが頻繁に開催されている。こうした地域住民の活動は、基本的には行政の干渉を受けることなく、シビル・パブリックに基づいて醸成されるものであると言える。

ただし、住民の活動に行政が一切干渉しない訳ではない。大規模なイベントについては、公安局による安全確保を目的とした届け出が求められている。露店の営業についても、区の職員が巡回し、占用料の徴収にあたっている。こうした住民による一部の活動については、シビル・パブリックとの均衡を保ちながら、オフィシャル・パブリックによる抑制が適宜働いていることが分かる。

広場は強制退去によって家を追われた人々の避難所としても利用されているが、彼らはコミュニティの一員として近隣住民と共存することで、その存在を確保している。強制退去を行なった区では、公道上に居住することは違法行為であるため、彼らの移転を望んでいるが、人道上的理由から追い出す訳にもいかないため、その存在を黙認している。バラック村の存在については、オフィシャル・パブリックとシビル・パブリックの絶え間ない緊張が存在することが伺える。

一方、広場は地区で働く人々のための場所でもある。日中は地区経済を支える裏方であるディアブレロが働いている。彼らの活動も広場のパブリックスペースとしての質を構成する重要な要素である。歩行者街路網が整備されてからは、歩行者に対する通行妨害を理由に、当局から取り締まりを受ける事案が相次いでおり、ディアブレロの活動について、オフィシャル・パブリックとシビル・パブリックの間に著しい不均衡が存在することが読み取れる。

ファン・ホセ・バス広場のパブリックスペースとしての質は、確固たるコミュニティの協働を通じて醸成される強靱なシビル・パブリックと、当局の現状に即した法規の運用を通じて形作られる柔軟なオフィシャル・パブリック、2つの公共性の押し合いへし合いを通じて生み出されたものであると言える。

5. おわりに

本研究では、メキシコ・シティ旧市街のファン・ホセ・バス広場を例に、都市のオープンスペースが持つパブリックスペースとしての質を、都市空間を舞台に繰り広げられる市民生活の景 (Humanscape) から読み解くことを試みた。調査・分析の結果、強靱なシビル・パブリックと柔軟なオフィシャル・パブリック、性格が異なる2つの公共性のダイナミクスの下、広場における多様かつ自由な市民の活動が醸成されるプロセスが明らかに

なった。このことは、わが国におけるパブリックスペースのあり方に、いくつかの示唆を与えてくれる。

今日まで豊かな広場文化を育んできたメキシコに対し、わが国は、コミュニティの解体や活動基盤となる街路空間の改変とともに、かつての屋外活動の伝統を失ってきた。生活スタイルの変化と都市環境の改変を受け、我々の生活がかつて都市空間と契っていた関係が破綻し、日常・非日常の様々な活動が屋内空間に収容される中、屋外空間は専ら「訪れる」場所へと変貌していった。この過程で、都市のオープンスペースを利用する欲動自体が失われていったのではないだろうか。欲動のないところに活動は生まれない。パブリックスペースの整備を計画するにあたっては、市民の欲動と協働を醸成するプログラムを仕込む必要があると言える。

また、公共財ベースの管理法と活動ベースの管理法を上手く組み合わせたメキシコの法的枠組みに対し、わが国では専ら公物管理法による公共財ベースの法的枠組みが、オープンスペースの利用を大きく規定している。柔軟性に欠けた画一的な解釈の下、法規の内容が厳格に規制管理へ反映されることで、オープンスペースの利用が、狭小なオフィシャル・パブリックの枠に閉じ込められる傾向が指摘される。今後、管理者側のシステムの中に、オフィシャル・パブリックとシビル・パブリックが押し合いへし合いするような仕組みを組み込む必要があると言える。

謝辞：本研究を行うにあたり、内藤廣氏、中井祐氏、ロシオ・ロペス氏には多大なご指導を頂いた。また、ファン・ホセ・バス広場の近隣住民の方々には、長期間にわたってヒアリング調査にご協力頂いた。この場を借りて、厚く謝意を表する。

参考文献

- 1) ハンナ・アレント：人間の条件，中央口論社，1973
- 2) ユルゲン・ハーバーマス：公共性の構造転換，未来社，1973
- 3) エドワード・レルフ：場所の現象学，筑摩書房，1991
- 4) 斎藤純一：公共性（思想のフロンティア），岩波書店，2000
- 5) 西村亮彦，内藤廣，中井祐，尾崎信：メキシコ・シティ旧市街における地区再生に向けたオープンスペース整備計画及びデザイン手法，景観・デザイン研究講演集，No. 7，pp. 213-222，2011
- 6) Blanco, F.: La Plaza Mexicana. Escenario de la vida pública y espacio simbólico de la ciudad, Universidad Nacional Autónoma de México, México D.F., 2002
- 7) Zabludovsky, J.: La Merced. Su rescate, Fedatario del Haber Histórico y Cultural de la Delegación Cuauhtémoc, México D.F., 1993
- 8) Urrieta, S.: El barrio de La Merced. Estudio para su regeneración integral, Instituto Politécnico Nacional, México D.F., 2009